

令和3年分 相続税の申告事績の概要

令和4年12月
名古屋国税局

I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

II 参考計表

- 被相続人数の推移
- 課税割合の推移
- 相続税の課税価格及び税額の推移
- 相続財産の金額の推移
- 相続財産の金額の構成比の推移

III 各県別の相続税の申告事績

I 令和3年分における相続税の申告事績の概要

令和3年分における岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県下の被相続人数（死亡者数）は162,728人（前年対比104.2%）でした。そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は19,359人（同108.9%）、その課税価格の総額は2兆5,120億円（同109.3%）、申告税額の総額は2,941億円（同111.0%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等	(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 156,145	人 162,728	% 104.2
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 4,304 17,782	人 外 4,653 19,359	% 外 108.1 108.9
③	課税割合 (②/①)		% 11.4	% 11.9	ポイント 0.5
④	相続税の納税者である相続人数		人 39,985	人 43,170	% 108.0
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 2,272 22,981	億円 外 2,431 25,120	% 外 107.0 109.3
⑥	税額		億円 2,651	億円 2,941	% 111.0
⑦	1 被 人 相 当 続 た り り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,280 12,924	万円 外 5,225 12,976	% 外 99.0 100.4
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,491	万円 1,519	% 101.9

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日（※）まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

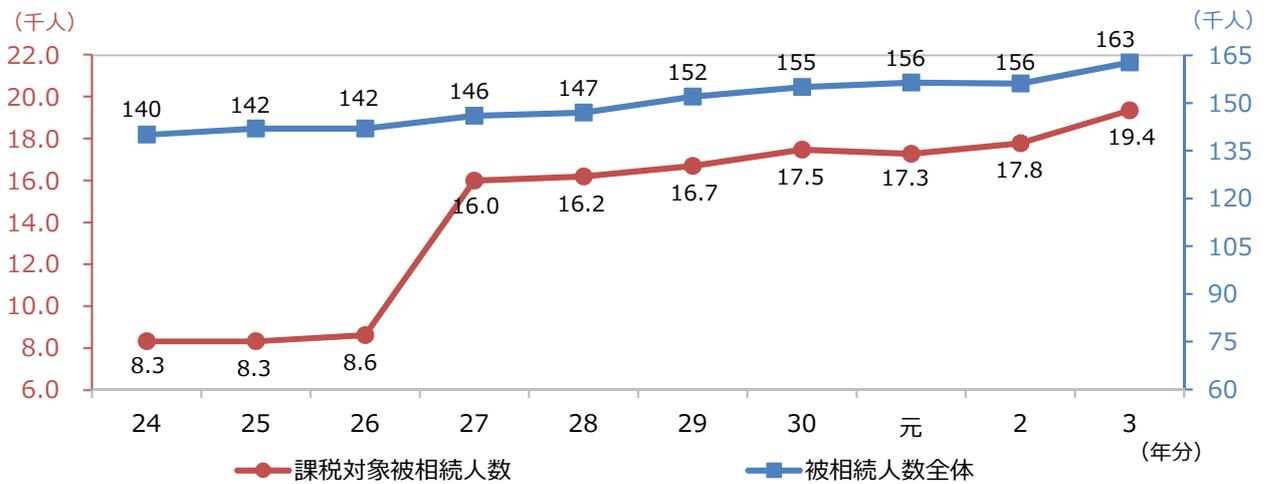
2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

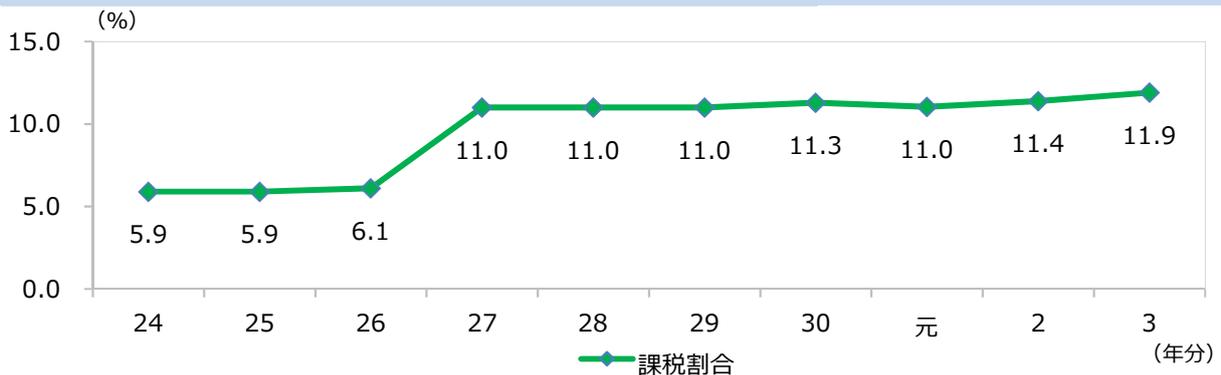
4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

Ⅱ 参考計表

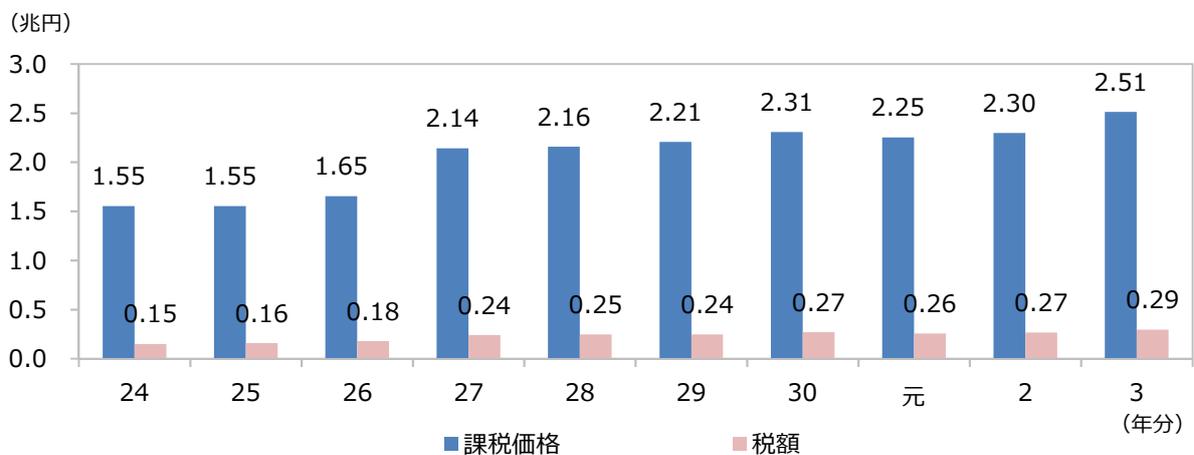
1 被相続人数の推移



2 課税割合の推移



3 相続税の課税価格及び税額の推移



(注) 1 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

2 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

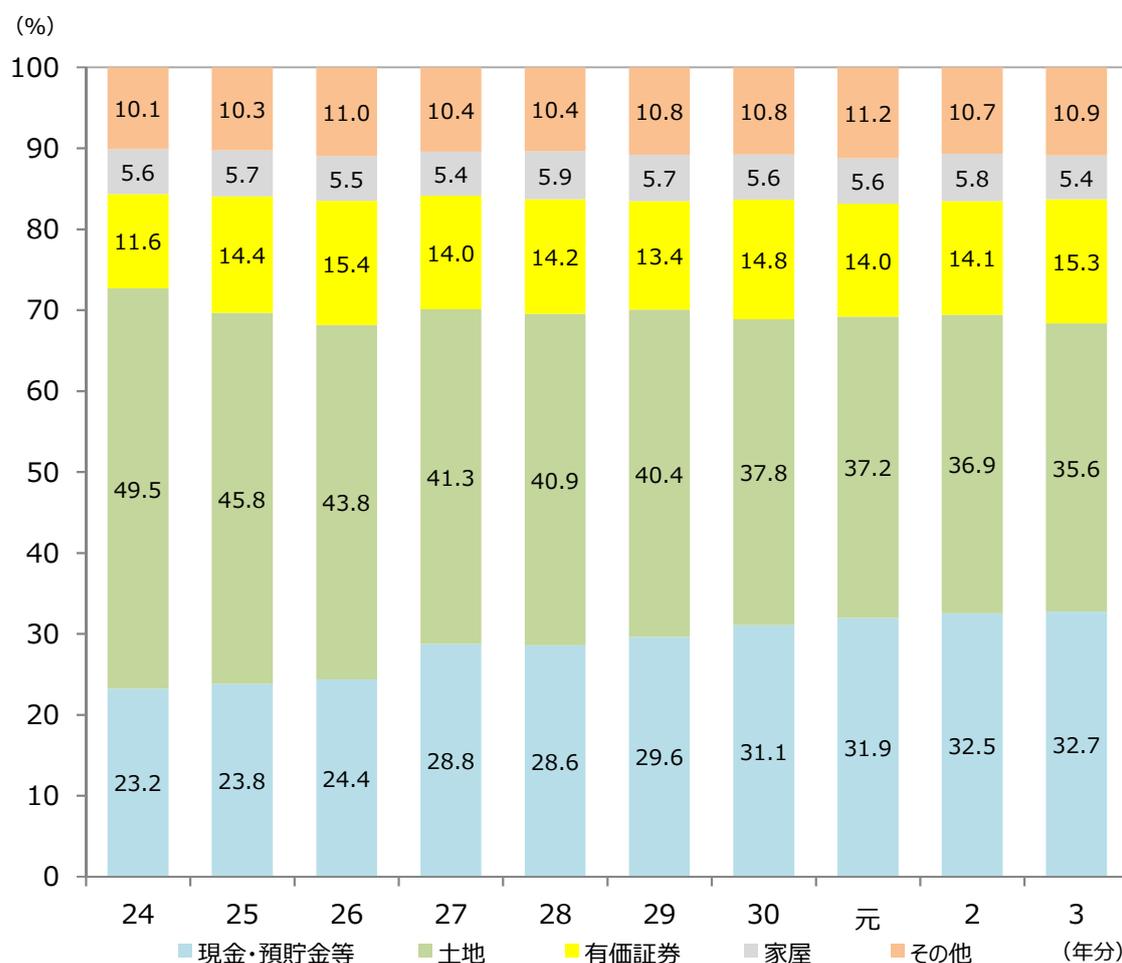
4 相続財産の金額の推移

(単位：億円)

項目 年分	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
平成24年	8,299	931	1,950	3,892	1,697	16,769
25	7,671	952	2,408	3,985	1,720	16,736
26	7,790	980	2,732	4,335	1,955	17,792
27	9,472	1,245	3,219	6,591	2,392	22,919
28	9,521	1,375	3,301	6,647	2,414	23,258
29	9,470	1,336	3,149	6,940	2,537	23,433
30	9,263	1,367	3,621	7,609	2,639	24,499
令和元年	8,885	1,340	3,335	7,620	2,683	23,862
2	9,028	1,425	3,440	7,958	2,623	24,474
3	9,487	1,450	4,085	8,717	2,900	26,639

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

5 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

Ⅲ 各県別の相続税の申告事績

○ 別表（参考）相続税の申告事績【岐阜県】

項目		年分等		対前年比
		令和2年分	令和3年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 22,720	人 24,126	% 106.2
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 398 2,022	人 外 427 2,161	% 外 107.3 106.9
③	課税割合 (②/①)	% 8.9	% 9.0	ポイント 0.1
④	相続税の納税者である相続人数	人 4,384	人 4,672	% 106.6
⑤	(注3) 課税価格	億円 外 221 2,329	億円 外 236 2,673	% 外 106.7 114.8
⑥	税額	億円 222	億円 290	% 130.5
⑦	1 被 人 相 当 続 た り り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,565 11,517	万円 外 5,533 12,369	% 外 99.4 107.4
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,100	万円 1,343	% 122.1

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 別表（参考）相続税の申告事績【静岡県】

項目		年分等	(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 42,191	人 43,194	% 102.4
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		外 1,034 人 4,193	外 1,064 人 4,544	外 102.9 % 108.4
③	課税割合 (②/①)		% 9.9	% 10.5	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数		人 9,626	人 10,336	% 107.4
⑤	(注3) 課税価格		外 560 億円 5,152	外 561 億円 5,367	外 100.3 % 104.2
⑥	税額		億円 562	億円 528	% 93.9
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,411 万円 12,288	外 5,275 万円 11,812	外 97.5 % 96.1
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,341	万円 1,161	% 86.6

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 別表（参考）相続税の申告事績【愛知県】

項目		年分等	(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 70,518	人 73,769	% 104.6
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 2,593 10,087	人 外 2,840 10,963	% 外 109.5 108.7
③	課税割合 (②/①)		% 14.3	% 14.9	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数		人 22,870	人 24,595	% 107.5
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 1,325 13,926	億円 外 1,455 15,197	% 外 109.8 109.1
⑥	税額		億円 1,727	億円 1,942	% 112.5
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,110 13,806	万円 外 5,124 13,863	% 外 100.3 100.4
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,712	万円 1,772	% 103.5

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

○ 別表（参考）相続税の申告事績【三重県】

項目		年分等	(注1) 令和2年分	(注1) 令和3年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 20,716	人 21,639	% 104.5
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数		人 外 279 1,480	人 外 322 1,691	% 外 115.4 114.3
③	課税割合 (②/①)		% 7.1	% 7.8	ポイント 0.7
④	相続税の納税者である相続人数		人 3,105	人 3,567	% 114.9
⑤	(注3) 課税価格		億円 外 166 1,574	億円 外 178 1,882	% 外 107.1 119.6
⑥	税額		億円 139	億円 181	% 130.1
⑦	1 被 人 相 当 続 た 続 り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,966 10,636	万円 外 5,539 11,131	% 外 92.8 104.7
⑧		税額 (⑥/②)	万円 938	万円 1,069	% 113.9

(注)1 令和2年分は令和3年11月1日(※)まで、令和3年分は令和4年10月31日までに提出された申告書(修正申告書を除く。)データに基づき作成している。

※ 申告期限が土・日・祝日等の場合は、その翌日が申告期限となることから、令和2年12月31日に亡くなられた方の申告期限は令和3年11月1日となる。

2 「被相続人数(死亡者数)」は、「人口動態統計」(厚生労働省)のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。